

病児保育のご利用に当たっての注意事項の「お知らせ」です。

1 対象となる児童

次の（１）から（３）までの全ての要件を満たす児童

- （１）保育所等に在籍する生後６カ月から小学校６年生までの児童
- （２）病気又は病気の回復期にある児童で、かつ当面の症状の急変が認められないと医師が認めた場合
 - ※ 麻疹等の流行性の強い疾患は、お預かりできない場合があります。
- （３）保護者の就労、疾病、出産等の理由により、家庭での保育が困難な場合

2 利用料金

＜鶴ヶ島市、坂戸市在住の児童で上記１の要件を満たす方＞

１人 ２,０００円／日 ※ お弁当をお持ちでない場合は、昼食代が実費で必要です。

＜鶴ヶ島市及び坂戸市以外の児童＞

１人 ４,２００円／日 ※ お弁当をお持ちでない場合は、昼食代が実費で必要です。

※ その他の費用については、実施施設にお問い合わせください。

3 利用日・時間

＜曜日＞ 月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝日、年末・年始はお休みとなります。）

＜時間＞ 午前８時から午後６時まで（延長保育はありません）

4 持ち物

- 鶴ヶ島市病児保育事業利用申請書
- 鶴ヶ島市病児保育児童状況書（医師が記入したもの）
- 健康保険証
- こども医療費受給資格証
- 服薬中の薬（説明書及びお薬手帳もお願いします。）
- タオル類（バスタオル、フェイスタオル、ガーゼハンカチ数枚）
- 着替え（上下・下着 各２～３組）
- 紙おむつ（おしり拭き、ビニール袋等の汚物入れも用意してください）
- お弁当、離乳食、粉ミルク（哺乳瓶、ストローマグなども用意してください）

5 その他

- お迎えについては、必ず時間内をお願いします。延長保育は行っていません。
- 児童状況書の記載内容に関わらず、症状が重い場合は、利用をお断りすることがあります。
- 緊急に連絡させていただくことがありますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
児童の状態によっては、お迎えをお願いする場合があります。
- 児童の容体が急変した時は、協力医療機関で医療行為を行う場合があります。その場合は保険診療となり、医療費が生じます。
- 感染症については、細心の注意を払いますが、感染の可能性については、ご理解ください。
- 利用に際しては、キャンセルや申込内容に変更がある場合には、必ず実施機関への電話連絡等をお願いします。

病児保育のご利用案内（登録手続きから利用までの手続き等）

登 録

1 利用対象となる児童等に係る情報の「事前登録」が必要です。（登録は無料）

- ＜登録書類＞ 鶴ヶ島市病児保育事業利用登録申請書（様式第1号）
＜入 手 先＞ ①市ホームページ、②こども支援課窓口、③公立保育所、
④病児保育実施施設
＜提 出 先＞ 病児保育実施施設、又は、こども支援課
＜留意事項＞ ○ 登録申請書は、裏面の記入も忘れずをお願いします。

予 約

2 病児保育実施施設に連絡し、空き状況を確認の上で、仮予約します。

- ＜確認方法＞ 病児保育実施施設のホームページ、又は電話での問合せ
＜準備書類＞ 鶴ヶ島市病児保育事業利用申請書（様式第2号：利用者記入）
鶴ヶ島市病児保育児童状況書（様式第3号：医師が記入）
＜入 手 先＞ ①市ホームページ、②こども支援課窓口、③公立保育所、
④病児保育実施施設
＜留意事項＞ ○ キャンセルや変更がある場合は、必ず病児保育実施施設へ連絡をお願いします。

受 診

3 医療機関に受診し、鶴ヶ島市病児保育児童状況書の記入を依頼する。

- ＜持参書類＞ 鶴ヶ島市病児保育児童状況書（様式第3号：医師が記入）
＜入 手 先＞ ①市ホームページ、②こども支援課窓口、③公立保育所、
④病児保育実施施設

利 用

4 予約、又は空き状況を確認し、必要な書類及び持ち物を持参の上、施設利用する。

- ＜持参書類＞ 鶴ヶ島市病児保育事業利用申請書（様式第2号：利用者記入）
※ 救急の場合、利用日当日での提出も可。
鶴ヶ島市病児保育児童状況書（様式第3号：医師が記入）
＜提 出 先＞ 病児保育実施施設
＜利用料金＞
＜持 参 品＞ 裏面の注意事項をご確認ください。

＜問 合 先＞

- 鶴ヶ島市 こども支援課 保育担当
T E L 049-271-1111 内線151
○ 病児保育実施施設 病児保育室 トゥインクル
T E L 049-279-2983

